

## 府内関係部局一覧

<b>空家等の調査に関する実施体制</b>	
<b>一、現地調査</b>	
(1)建築住宅課	周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空家等に関する情報提供があった場合、現地調査を実施。
(2)都市整備課	市道に悪影響を及ぼしている空家等に関する情報提供があった場合、現地調査を実施。
(3)生活環境課	周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空き地に関する情報提供があった場合、現地調査を実施。
<b>二、所有者等調査</b>	
建築住宅課	
<b>三、データベース整備</b>	
建築住宅課	
<b>空家等の適切な管理の促進に関する実施体制</b>	
<b>一、管理の情報提供又は助言</b>	
(1)建築住宅課	所有者等に対し、売買又は賃貸等による活用を促すための情報を発信。パンフレットを作成。
(2)市民課	転出届、死亡届等の受付時にチラシ等を配布。
(3)税務課	現所有者届等の受付時にチラシ等を配布。
(4)水道経営室	水道閉栓申込時にチラシ等を配布。
<b>二、管理不全空家等の指導</b>	
建築住宅課	
<b>三、管理不全空家等の勧告</b>	
建築住宅課	
<b>空家等及び空家等の跡地の活用の促進に関する実施体制</b>	
<b>一、活用の情報提供</b>	
(1)建築住宅課	所有者等に対し、売買又は賃貸等による活用を促すための情報を発信。
(2)シティプロモーション課	移住希望者等の活用希望者に対し、空家等の活用を促すための情報を提供。
<b>二、空家バンクの運用</b>	
(1)建築住宅課	物件登録の受付及び登録。ホームページへの掲載。
(2)シティプロモーション課	移住希望者等の現地案内。活用希望者と所有者等との連絡調整。
<b>三、空家等活用促進区域</b>	
建築住宅課	
<b>特定空家等に対する措置の実施体制</b>	
<b>一、特定空家等の助言又は指導</b>	
建築住宅課	
<b>二、特定空家等の勧告</b>	
建築住宅課	
<b>三、特定空家等の命令</b>	
建築住宅課	
<b>四、代執行の検討</b>	
建築住宅課	
<b>五、報告徴収</b>	
建築住宅課	
<b>六、立入調査</b>	
建築住宅課	
<b>その他対策の実施体制</b>	
<b>一、発生抑制</b>	
建築住宅課	
<b>二、支援措置</b>	
(1)建築住宅課	空家等対策推進助成金、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃助成金の申請受付及び交付。
(2)シティプロモーション課	空き家移住補助金、お試し暮らし応援補助金の申請受付及び交付。